

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者認定規約

(山 岳)

(総則)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会・社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会の指導者の認定と受検資格は、本規約による。(以下公益財団法人日本スポーツ協会をJ S P O、社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会を日山協という)

(公認山岳指導員の認定と受検資格)

第2条 公認山岳指導員(以下公認山岳指導員を指導員という)の認定。

- 2 指導員は、日本スポーツ協会会長および日本山岳・スポーツクライミング協会会長が認定する。
- 3 日本スポーツ協会担当の所定の共通科目(Ⅰ)および日本山岳・スポーツクライミング協会担当の所定の指導員専門科目を修了し合格したもの。
- 4 指導員を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) 年齢は、満20歳以上のもの(受検年度の4月1日現在)
 - (2) 日本スポーツ協会の所定の共通科目(Ⅰ)を修了、あるいは修了予定のもの
 - (3) 無雪期の登山経験が5年以上あること
 - (4) 11月から5月までの雪山登山経験が3年以上あること
 - (5) 所属山岳会においてリーダーの実績が3年以上あること
 - (6) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志があるもの
 - (7) 都道府県山岳連盟(協会)(以下都道府県山岳連盟(協会)を岳連(協会)という)に所属し、同連盟(協会)が認めるもの

(公認山岳上級指導員の認定と受検資格)

第3条 公認山岳上級指導員(以下公認山岳上級指導員を上級指導員という)の認定。

- 2 上級指導員は、日本スポーツ協会会長および日本山岳・スポーツクライミング協会会長が認定する。
- 3 日本スポーツ協会担当の所定の共通科目(Ⅰ・Ⅱ)および日本山岳・スポーツクライミング協会担当の所定の指導員専門科目を修了し合格したもの。
- 4 上級指導員を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) 年齢は、満25歳以上のもの(受検年度の4月1日現在)
 - (2) 日本スポーツ協会の所定の共通科目(Ⅰ・Ⅱ)を修了、あるいは修了予定のもの
 - (3) 無雪期の登山経験が5年以上あること
 - (4) 12月から3月までの3000m以上の積雪期登山経験が3年以上あること
 - (5) 無雪期に4級以上の岩場をリードできること
 - (6) 所属山岳会においてリーダーの実績が3年以上あること
 - (7) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志があるもの
 - (8) 岳連(協会)に所属し、同連盟(協会)が認めるもの
 - (9) 指導能力が全国レベルに達したものと岳連(協会)会長が認めたもの

以上